

佐倉市立図書館雑誌スポンサー募集要項

1 目的

民間企業等と図書館との協働の一環として、雑誌スポンサー制度を活用していただくことにより、市民サービス向上としての図書館資料の充実、及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 内容

図書館が所蔵する雑誌の中から1誌または複数誌の購入代金を負担していただくことで、当該雑誌の最新号カバーに名称及び広告を掲載いたします。

スポンサーは、広告の掲載により図書館を情報発信の場として活用できます。また、新たな財源確保による資料の充実が図書館の市民サービス向上に結びつくため、スポンサーの地域貢献としてアピールできます。

3 スポンサー及び広告の対象

- (1) 企業、商店、団体等（個人は対象となりません）
- (2) 佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第4条2項及び佐倉市広告掲載基準第5条、同第7条（別表）に該当するものは対象としません。また、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も対象から外れます。

4 雑誌の選定

スポンサーは、図書館の提示する雑誌リストの中から、広告を掲載する雑誌を選定するものとします。なお、同時に複数の雑誌及び図書館等を選定することができます。

5 広告の規格、表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面は、スポンサーの名称等を表示します。
表示大きさ 縦4cm、横13cm以内 地色は白色、文字は黒色
貼付位置 最新号カバー底辺から4cm上部に貼付
雑誌の版型等により表示大きさ、添付位置等を調整します。
スポンサーの名称等は図書館側で作成します。
- (2) 提供雑誌の最新号カバー裏面は、広告を掲示します。
広告チラシは片面印刷、最新号カバーに収まるサイズ
広告には、スポンサーの名称、連絡先を必ず明記ください。
広告チラシはスポンサー側で作成していただきます。
- (3) スポンサーは、前項の表示に関しては、同一名称を用いてください。
- (4) 掲載期間は、覚書にて締結した期間内とします。なお、期間内であれば、市と協議のうえ、途中で広告の内容を変更することができます。
- (5) 雑誌の配架位置は、図書館が決定します。
- (6) 雑誌カバー表面に掲載するスポンサーの名称の表示は図書館が作成し、裏面に表示する広告は、スポンサーが作成するものとします。

6 広告の掲載期間

- (1) 雑誌の提供期間（原則1年。覚書締結期間の発行雑誌）と同様とします。また、1年が経過した後も、希望すれば優先的に広告を継続することができますが、その場合も、提供期間が終了する1か月前までに再度申込みを行ってください。
- (2) 期間内に広告の内容を変更することも可能です。その場合は、変更後の広告案を提出してください。必要に応じて内容の事前協議をいたします。なお、広告内容の変更は、月に1回を上限とします。

7 申込み方法

- (1) 佐倉市立図書館雑誌スポンサー申込書（「佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領様式第1号」）に必要事項を記入のうえ、郵送又は持参してください。
- (2) 申込書に添付する書類
 - ア 広告図案
 - イ 会社、団体等の概要が分かるもの（パンフレットや定款の写し、業種・仕事の内容・代表者名・連絡先（所在地）の分かるもの）
- (3) 申込書の提出先は、原則として、広告の掲載を希望する雑誌の所蔵館とし、受付は図書館開館日の9時から17時の間とします。
- (4) 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、前年のスポンサーが継続を希望した場合を除き、先着受付順とします。なお、郵送による同時受取の場合等は抽選とします。

8 スポンサーの決定等

- (1) 申込み受付後、直ちに内容を確認し、必要があれば申込者と協議を行い、スポンサーを決定いたします。
- (2) 申込み内容等については、佐倉市立図書館スポンサー制度実施要領及び佐倉市広告掲載要綱、佐倉市広告掲載基準を基に、確認を行います。
- (3) 受け入れが決定した場合は、速やかに申込者に雑誌スポンサー認定・不認定通知書によりお知らせします。

9 覚書の締結

スポンサーに決定した場合は、雑誌の提供に関して覚書（「佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領様式第2号」）を締結します。

10 掲載料金の支払い方法

広告の掲載料金は、スポンサーとなる雑誌の年間購入代金をもってあてるものとします。なお、その支払い方法は、佐倉市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第12条に定めるところによります。

- (1) 年間購入代金を、図書館が指定する雑誌納入業者へ直接お支払いください。

- (2) 支払いは一括払いとし、振込手数料はスポンサーの負担となります。
- (3) 雑誌が休刊した場合は、協議の上、別の雑誌に広告を振り替えます。

1 1 その他

その他広告の掲載に関して疑義が生じた場合などは、必要に応じてスポンサーと協議して決めます。

1 2 申込み及び問い合わせ先

申込みは、広告の掲載を希望する雑誌の所蔵館で行ってください。また、問い合わせは、開館日の9時から17時までの間で、下記の図書館・図書室で受け付けます。

(1) 佐倉図書館

〒285-0023 佐倉市新町189-1

電話 043-485-0106

(2) 志津図書館（志津図書館志津分館も含む）

〒285-0845 佐倉市西志津4-1-2

電話 043-488-0906

(3) 佐倉南図書館

〒285-0807 佐倉市山王2-37-13

電話 043-483-3000

(4) 臼井公民館図書室

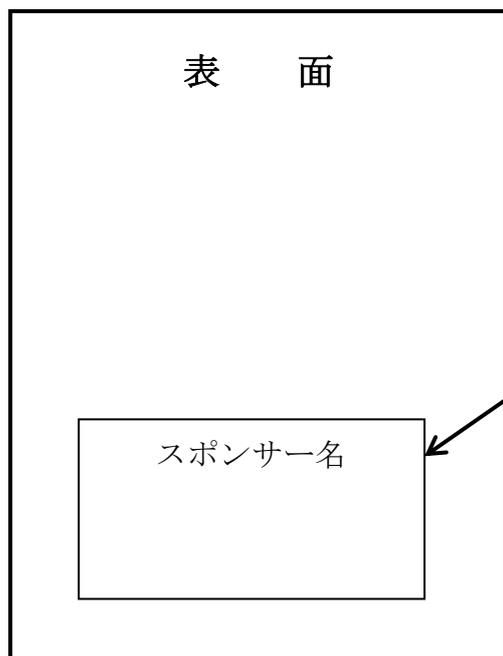
〒285-0837 佐倉市王子台1-16

電話 043-461-6224

☆E-mail（1～4共通）：sakuralibinfo@city.sakura.lg.jp

スポンサー表示 (例)

1 最新号カバー表面 (スポンサー名)



縦4cm×横13cm

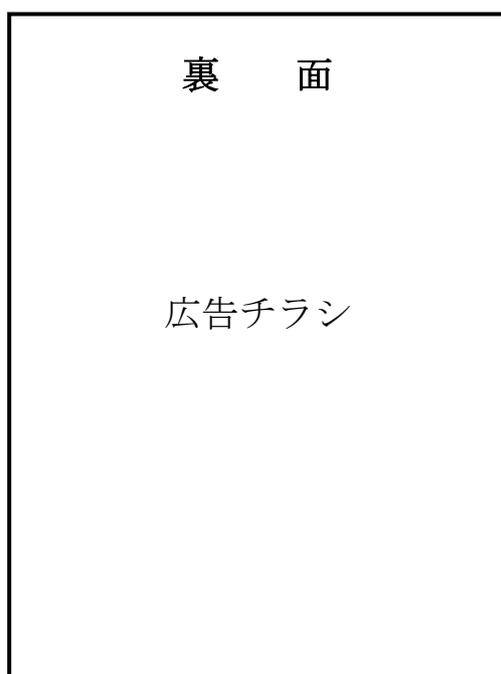
スポンサー名

* 図書館からの雑誌の
扱いに関する注意書き

地色は白色、文字は黒色
最新号カバー底辺から4cm上部
に貼付

上記を基本とし、雑誌の版型等
により位置等は調整する。

2 最新号カバー裏面 (広告)



広告チラシには、スポンサーの名称、
電話番号等を必ず明記すること。

広告チラシの大きさは、掲載を希望す
る雑誌の版型による。

* 最新号は館内閲覧のみで、貸出には供しません。